

安全・安心なまちづくりに関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「乙」という。）、大阪府大淀警察署（以下「丙」という。）、大阪府曾根崎警察署（以下「丁」という。）大阪府天満警察署（以下「戊」という。）は、北区における安全・安心なまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が緊密な連携を図り、地域の安全・安心のまちづくりの一層の推進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 犯罪被害防止及び交通事故防止に関すること
- (2) 高齢者、子どもや女性の安全・安心に関すること
- (3) 犯罪を認め、又は不審者に関する情報を認知した場合の通報及び捜査等への協力に関すること
- (4) その他、協議により合意した安全・安心なまちづくりに関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の運用に際して知り得た情報については、正当な理由なく、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、理由のいかんを問わず本協定の終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（個人情報）

第5条 第2条に基づく連携及び協力をを行うにあたって個人情報の取り扱いをする場合は、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守し、手続きを行うものとする。

（免責事項）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、上記に定める連携事項についての取組に伴う結果については、その責任を負わないものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が

満了する1か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、これを決定するものとする。

2 乙については、オンデマンドバス事業が本協定の適用を受けるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を5通作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月20日

(甲) 大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区長 前田 昌則

(乙) 大阪市西区九条南1丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社交通事業本部

次世代モビリティ部長 増田 宗久

(丙) 大阪市北区中津1丁目5番25号

大阪府大淀警察署長 大西 清和

(丁) 大阪市北区曾根崎2丁目16番14号

大阪府曾根崎警察署長 山野 聰

(戊) 大阪市北区西天満1丁目12番12号

大阪府天満警察署長 森實 昌広